

令和元年度第3回

札幌市福祉有償運送運営協議会

議 事 録

## 会議の概要

会議の名称	令和元年度第3回札幌市福祉有償運送運営協議会	
開催日時	令和元年12月13日	
場所	札幌市役所本庁舎地下1階2号会議室	
出席者	氏名	所属団体等
協議会委員	大友 芳恵（会長）	北海道医療大学看護福祉学部教授
	小林 恒男	札幌市老人クラブ連合会常任理事・事務局長
	杉澤 武則 （代理 二階堂 英）	北海道運輸局札幌運輸支局首席運輸企画専門官 （北海道運輸局札幌運輸支局運輸企画専門官）
	竹田 保	NPO 法人ホップ障害者地域生活支援センター代表理事
	竹村 真一（副会長）	札幌市保健福祉局障がい保健福祉部長
	長江 睦子	一般社団法人札幌市手をつなぐ育成会会長
	平島 誉久	明星自動車株式会社代表取締役社長
事務局	松浦 恭明	札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課長
	山本 公崇	札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課事業管理係長
	上村 純樹	札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課事業管理係
傍聴人の人数	0人	
会議の議題	福祉有償運送に係る個別審査 更新申請団体 5件 新規申請団体 1件	
会議資料	(ア) 議事次第 (イ) 個別申請団体概要 (ウ) 各団体からの申請書類	

### 【会議における議事の経過及び発言】

#### 1. 福祉有償運送に係る個別審査

##### ○大友会長

年末のお忙しい中の会議で、お集まりいただきましてありがとうございます。それでは、ただいまから令和元年度第3回の札幌市福祉有償運送運営協議会を開会いたします。

それでは早速ですが審議に入りたいと思います。事務局から資料説明をお願いします。

##### ○事務局

本日審査を行う団体は、更新が5団体、そして新規は1団体でございます。資料としましては、お手元でございます「議事次第」1枚もの、それから「委員名簿」1枚もの、それとA3判の「申請団体の概要」資料が2枚です。

そしてホチキス止めの Blissful Home さんの追加資料、「輸送の安全確保の状況調査について」という結果をまとめた1枚ものの資料と、9月に各団体に送付した資料一式でございます。それと、ファイルに入りました今回の申請の書類一式でございます。配布資料につきましては以上でございます。

##### ○大友会長

ありがとうございます。それでは、審査に入っていきたいと思いますが、審査は事務局からの資料に沿いまして各法人の概要説明をいただき、その後更新団体につきましては法人の方から、平成29年度と30年度の実績報告をしていただきたいと思います。

それでは最初に、一般社団法人 Blissful Home さんの更新申請から審議に入りたいと思

ます。事務局からお願いします。

#### ○事務局

では、A3判の概要の資料をご覧ください。団体の概要ですが、Blissful Homeさんは、障がい福祉サービス事業所でございます。居宅介護、重度訪問介護、移動支援などのサービスを提供しております。

運送の対象者は身体障がいのある方4名でございます。法令遵守に関しましては、宣誓書の提出がございます。使用する車両ですが、所有車両が2台、そして持ち込み車両が1台でございます。運転者2名につきましては、大臣認定講習を修了してございまして、介護福祉士の資格も有しております。また過去3年間に免許停止の処分を受けておりません。運行管理責任者、そして整備管理責任者も選任されてございまして、損害賠償措置も前回申請時と同様でございます。

運送の対価につきましては、距離制運賃としてございまして、料金についての変更もございません。それでは、団体さんの方から実績報告をよろしくお願いします。

#### ○一般社団法人 Blissful Home

29年度の実績ですが、車両は車いす車両1台と、持ち込みのセダン車両が2台の計3台になっております。輸送実績ですが、走行キロが98キロ、回数としては11回。運送収入が9,000円となっております。

続きまして、30年度の実績ですが、車両は29年度と変わっておりません。輸送実績ですが、走行キロが878キロメートル、輸送回数が106回、運送収入が7万8,800円となっております。

#### ○大友会長

ありがとうございます。追加資料もございまして、ただいまの説明と合わせまして、皆さまからご質問、ご意見、ありましたらお願いしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

登録をされている方々の数は多くないと思うんですけども、平成30年度の輸送実績が29年度と比較してもかなり多いように感じます。1人の方の利用頻度が非常に高いということなんでしょうか。

#### ○一般社団法人 Blissful Home

29年とは違い、30年度は通学にかかる部分でも、福祉有償運送を利用される方がでてきました。学校は平日毎日あるものですから、行かない日もあるんですけど、行く日があれば輸送するというところで回数は多くなりました。

#### ○大友会長

登録されている4人の方、それぞれのニーズに応じて異なるかと思いますが、通学等にかかるというところで、お一人の方は月にどのくらいの利用をされることになりますか。

#### ○一般社団法人 Blissful Home

1人の方は多い月で15~16回くらいですね。少ない時だと、10回行くか行かないかくらいだと思います。通学はその方だけなんですけれども、その他にも通院ですとか、学校やデイサービスの帰りで利用されたりとか、お迎えに行けない場合など利用されております。

○大友会長

分かりました。先ほどのニーズに対して、2人のドライバーさんで、十分それは対応できているということですね。

○一般社団法人 Blissful Home

はい。

○大友会長

皆さんから、ほかにいかがでしょうか。それでは特段無いようですので、このたびの一般社団法人 Blissful Home さんの更新申請、認めることとしてよろしいでしょうか。

○委員一同

異議なし。

○大友会長

ありがとうございます。それではまた今後もぜひ安全運転、留意いただきまして、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは続きまして2番目の公益社団法人札幌聴覚障害者協会の更新申請の審議に入りたいと思います。事務局からお願いします。

○事務局

団体の概要ですが、札幌聴覚障害者協会さんは、聴覚障害のある方々の当事者団体でございまして、自立に向けた各種相談対応を行っているほか、障害福祉サービス事業所などを運営しております。

このうち福祉有償運送を実施しておりますのは、サービス付き高齢者向け住宅となります。運送の対象者は、要介護認定者16名でございます。法令遵守に関しましては、宣誓書の提出があります。保有する車両ですが、所有車両2台であります。運転者は7名でございまして、大臣認定講習を修了しており、過去3年間に免許停止の処分は受けておりません。このうち4名の方は介護福祉士の資格を有しております。運行管理責任者、整備管理責任者も選任されておまして、損害賠償措置も前回申請時と同様です。

運送の対価につきましては、距離制運賃としておまして、料金についての変更もございません。それでは団体さんの方から実績報告をお願いします。

○公益社団法人 札幌聴覚障害者協会

29年度はセダン等2台で実施しました。走行距離が1キロ、1回、収入が100円になっております。

30年度も同じくセダン等2台で実施しました。走行距離が495.3キロ、回数が230回、収入が5万5,800円になっております。

○大友会長

それでは、ただいま説明がありました札幌聴覚障害者協会の案件に関しまして、皆さんからご質問、ご意見をお願いしたいと思います。

○小林委員

利用が前回1人から今回7人に増えたのはなぜでしょうか。

○公益社団法人 札幌聴覚障害者協会

期間が短かったというのと、周知がそんなに広く伝わっていませんでした。

○大友会長

主にどういったニーズに対応していらっしゃるんですか。

○公益社団法人 札幌聴覚障害者協会

一番多いのが受診。その後に買い物、美容室だったりいろいろですね。

○小林委員

●●さんという方は、記録証明書によると 29 年、30 年と速度超過で違反していますよね。2 年続けて違反しているようですが、何か指導されているんですか。

○公益社団法人 札幌聴覚障害者協会

この方は今回新たに登録した方で本人と日々話しながら、事故のないように気を付けております。

○大友会長

運転される方を集めて、研修のようなものを企画されているとか、注意喚起を促すとか、何かやっていますか。

○公益社団法人 札幌聴覚障害者協会

その日の天候だったりを見て気を付けましょうね、とか余裕を持って行動しましょうね、あとは信号は黄色では止まってとか話をしています。

○二階堂委員

それは、皆さん運転する前に必ず体調管理だとかの確認もあわせて実施しているということでしょうか。

○公益社団法人 札幌聴覚障害者協会

それは運行の前に毎回実施しております。

○二階堂委員

あと、違反の方の話もありましたけど、これは事故のないように気を付けてというお話をもうされたということでしょうか。これからするということでしょうか。

○公益社団法人 札幌聴覚障害者協会

この方は今回の申請の時に、新たに研修を受けていただいたんですけども、運転記録をもらわないと指導が必要か分からないんですね。昨年から続けての速度超過なので、ちょっと話してみます。

○大友会長

なかなか事業所としては、そのあたりの把握が難しい部分もあったのかなと思います。

○平島委員

運賃に関してなんですけど、初乗り 1 キロまでは 100 円で、2 キロまでが 300 円、その後は 500 メートルごとに 50 円なので、簡単に言ったら、1 キロ 100 円ずつという形なんですよね。1 キロが 100 円、1 キロから 2 キロまでの間は 200 円、残りは 100 円で何でそこだけ 200 円になるのか、理解ができないと思ったんですけども。

○公益社団法人 札幌聴覚障害者協会

1 キロ 100 円に設定しているのは、最初の時点で近くにある病院が 100 円で行ける範囲だったんですね。施設がある建物をもとに設定したと思います。

○二階堂委員

設定自体は多分 29 年の初回登録時に合意を受けているので、その時に問題ないという話になったのかなと思いますけれども、今の話を聞いておっと思ったのは、エリアごとに設定しているというようなニュアンスなんですかね。よく行く施設が 1 キロ以内に大体あるから、そこは安くしておいて、そこから外になると料金的な部分も考慮して、200 円加算したのかなと思うんですけれども、大体とかではなくそこは基準を設定してのっとしてやらないと、お客様に対しての説明が難しいかなと思います。

あと料金の設定は協議事項として協議会として決定している内容なので、そこは遵守していただかないと、協議会の決定とやっている内容が相違しているようなことがあってはならないですね。この料金がどういう経緯で決められたかまでは、把握はしていなかったんで何とも言えないですけれども、こういう金額の設定の仕方をしているのであれば、エリアとかではなく、走行距離に応じて料金の収受をしていただく必要があるかなと思います。

○大友会長

登録されている方々の日々の行動状況を捉えたところ、1 キロ圏域内のところに移動される方が非常に多いので少し何かお手伝いになればということで、設定されているということでしょうかね。改めて考えてみると、料金設定について論理性が無いと言われる可能性もあるので、そこは課題かなと思います。

ほかにいかがでしょうか。それでは皆さまから、ほかにご意見がありませんので、このたび申請のありました札幌聴覚障害者協会の更新申請を認めることとしてよろしいでしょうか。

○委員一同

異議なし。

○大友会長

ありがとうございます。それではまた運転される方への安全運転等々の教育もぜひよろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございました。

それでは続きまして、3 番目の案件ですね。特定非営利活動法人 QOL の更新申請の審議に入りたいと思います。事務局からご説明をお願いします。

○事務局

団体の概要ですが、QOL さんは、福祉有償運送事業をはじめ、各種福祉事業を実施しております。

運送の対象者は知的障がい者 4 名です。法令遵守に関しましては、宣誓書の提出がありません。使用する車両は所有車両 1 台でございます。運転者 1 名は、大臣認定講習を修了しております。過去 3 年間に免許停止の処分は受けておりません。運行管理責任者、そして整備管理責任者も選任されておまして、損害賠償措置も前回申請時と同様でございます。

運送の対価につきましては、距離制運賃としておまして、料金については、今回 2 キロ以降の加算料金について、1 キロあたり 10 円を増額しております。それでは団体さんの方から、

実績報告をお願いします。

○特定非営利活動法人 QOL

29年度ですけれども、走行キロ数が7,755キロです。旅客人員、回数が667。運送収入が38万7,000円です。

30年度が、走行キロ数が7,756キロで、回数が668、運送収入が38万8,000円です。

○大友会長

ありがとうございます。それでは、ただいま説明がありました特定非営利活動法人QOLさんについてご質問、ご意見をお願いいたします。

○長江委員

29年度と30年度で、キロ数が1キロ、回数が1回しか変わらないのは使う方が毎日固定で同じところに行っているということでしょうか。それともたまたまですか。

○特定非営利活動法人 QOL

そうです。数えてみたら、たまたまこういうふうになりました。

○大友会長

4名の方が登録をされていて、具体的にはどういったニーズに対応されているということが多いですか。

○特定非営利活動法人 QOL

主に行動援護の時に行っています。行動援護というのは、特に重度の自閉症の方とか、何をするか分からない人たちという感じなので、ヘルパーを2人付けて移動する方が多いです。タクシーとか公共交通機関をチャレンジしてみても、なかなか難しいということが多くて福祉の車両を使っているという感じです。

○大友会長

皆さん何か余暇活動等で移動されるとかですか。

○特定非営利活動法人 QOL

そうです。例えば運動をするとか、体育館に行くとか、プールに行くとかですね。

○竹田委員

行動援護の一環として送迎をされているということですか。

○特定非営利活動法人 QOL

一応コースは分けてますけれども、行動援護も一環と言えば一環です。行動援護の時間数で、運転の時間数をとるとかそういうことは無いんですが、一連の行動援護の行動の中で、車両を使っているという形です。

○大友会長

いかがですか、ほかに。

○二階堂委員

自動車の運行管理体制のところ、責任者が●●さん、代行者が○○さんということで、●●さんがいらっしやらないときに、○○さんが代行して行うのかなと思うんですが、○○さんご自身は運転手さんでもいらっしやいますよね。●●さんがおらず、どうしても有償運送をしなければいけないときの運送前の確認は誰が行っているのですか。

○特定非営利活動法人 QOL

できるだけいないときは、無いようにしています。ですが、運転手も1人しかおらず、今後いない機会もあるかと思うので、増やしていく努力はしようと思っています。

○二階堂委員

現状いなかったときどうする予定ですか。

○特定非営利活動法人 QOL

現状いない時はない状態ですね。

○二階堂委員

全くないんですね。仮にいなかったときの話だけすると、運行前の確認は基本的には対面で、難しい場合は電話で行わなければならないので、運行管理責任者がいない場合は、その代行者が職務を代行します。職務を代行するのが運転手さんだと、自分が出ていく場合でも自分が確認しなきゃいけない。タクシーで言うと、セルフ点呼という言い方をされていて、それはタクシー運送事業法の中ではだめなんですよ。なぜかと言うと、なかなか自分で自分を客観的に見るのって難しいので、自分ではない人間を立てて見てもらうという確認はとても重要だという位置づけでやっています。なので、もし今後いない日が出てくる可能性があるのであれば、そこは運転手とは違う方を代行者として立てていただければと思います。

○特定非営利活動法人 QOL

分かりました。早急に考えます。

○大友会長

ぜひ、今の助言を受けていただいてと思います。ほかにいかがですか。

○長江委員

今、1名が年間667回運送しており、ヘルパー事業も入っているということは、極端な話朝昼晩、この方1人が移送をしているということになるんですか。

○特定非営利活動法人 QOL

基本的にはそうですね。ただ、QOLでは行動援護はやっておらず、行動援護の事業を行っている方の運転をしているだけです。ヘルパーさんが行動援護を行って、運転手は別にヘルパーではないので。

○長江委員

そうしたら、その方が1人で全部を運転しているということなんですか。

○特定非営利活動法人 QOL

そうですね。ヘルパーが運転するとなったら、それはヘルパーさんの会社の話です。同じ会社で、ヘルパー事業所を持っているところもあると思いますが、QOLにはヘルパー事業所は無いので。

○大友会長

多分皆さん心配されるのは、1人のドライバーさんで頑張ってやっつけらっしゃる中で、体調がすぐれないようなことも出てくると思います。利用される方の安全ということもありますし、運転等をされる方の健康とか安全運転のところも、先ほどの意見なども含めて、ぜひご検討いただければというふうに思います。



ほかに皆さんから、よろしいですか。それでは無いようですので、特定非営利活動法人 QOL さんの更新申請を認めることとしてよろしいでしょうか。

○委員一同

異議なし。

○大友会長

ありがとうございます。それでは、ぜひまた安全運転、励行いただきまして、よろしくお願ひしたいと思ひます。今日はありがとうございます。

続きまして 4 番目の案件ですね。一般社団法人あんさんぶるさんの更新申請の審議に入りたいと思ひます。事務局から、説明をお願いします。

○事務局

団体概要ですが、あんさんぶるさんは、障がい福祉サービス事業所として、生活介護のサービスを提供しております。

運送の対象者は、身体障がい者 2 名、知的障がい者 11 名の計 13 名でございます。法令遵守に関しましては、宣誓書の提出があります。使用する車両は、所有車両 2 台です。運転者は 3 名で、このうち 2 名は一種免許で、大臣認定講習を修了しております。そして 1 名は二種免許を所持してまして、介護福祉士の資格も有しております。また運転者 3 名は、過去 3 年間に免許停止の処分を受けておりません。

運行管理責任者、整備管理責任者も専任されておまして、損害賠償措置も前回申請時と同様です。運送の対価については距離制運賃としておまして、料金についての変更もございません。それでは団体さんの方から、実績報告をお願いいたします。

○一般社団法人 あんさんぶる

平成 29 年度は、保有台数が 2 台、旅客数は 9 名、走行キロ数に関しましては 268 キロ、輸送人員または輸送回数に関しては 22 回で、運送収入に関しては 2 万 8,000 円になります。

同じく平成 30 年度、所有台数については同じく 2 台、旅客数については 9 名、走行キロ数に関しては 3,118 キロ、回数については 172 回、運送収入については 31 万 1,000 円です。29 年度、30 年度ともに事故に関しては一度もございません。

○大友会長

ありがとうございます。それではただいま説明いただきました、一般社団法人あんさんぶるさんの案件に関しまして、皆さまからご質問、ご意見あれば、お願いいたします。

○平島委員

旅客の名簿の 12, 13 は北広島と恵庭市の方で結構遠いと思うんですけども、どのような移送をされているのですか。

○一般社団法人 あんさんぶる

北広島の方に関しましては、送迎のサービス提供地域内ということで、送迎に関しては、料金をいただいております。恵庭市の方については、自家送迎で来所されています。当事業所の福祉有償運送に関しましては、利用者様の余暇活動の部分のお手伝いということで、施設行事に行くとかで乗った利用者さんたちで料金を案分して、お支払いいただくという形になっているので、住んでいる場所についてはあまり関係ありません。

○二階堂委員

料金の案分についてもうちょっと詳しくお話し伺ってもよろしいですか。

○一般社団法人 あんさんぶる

1台に乗れる人数が職員を含めて8名なんですね。1台当たり運転手1名、添乗職員1名に、利用者さんが5名乗るものと3名乗るものがあるとすると、2台で8名の利用者さんを乗せることになります。10キロ先のところまで行ったら、往復で2,000円になります。2,000円を、利用者さん全員の8で割って料金を支払っていただいております。

○二階堂委員

複数乗車をしているということですかね。全くだめなわけではないんですけども、利用者様を集めて一緒に車で行くということはあまり想定していないんですよ。時間帯が重なるケースなど協議会がいいですよと認めた場合には、複数乗車しているケースはあるんですけども、福祉有償運送というのは、基本的にドアツードアの輸送をサービスとして確保するという意味があります。お金の取り方は多く取っているわけではなく、案分されてはいるので、決して収益を上げようとかっていうことは無いだろうなどは伝わっております。

○大友会長

複数乗車の可否についてというところで、何かご意見、委員の方々、いかがですか。

○竹田委員

案分であれば特に問題ないのですか。

○二階堂委員

そうですね。

○長江委員

ほとんどは施設からの外出だったりとか、余暇の部分で使われているということ。

○一般社団法人 あんさんぶる

現在はそうです。29年度、30年度については、サービス提供地域外の利用者さんが来られていて、職員1人が運転して利用者さんを自宅まで送るというサービスはしておりました。

○大友会長

現行で行われている複数乗車等について、この協議会として認めてよろしいですか。

○委員一同

異議なし。

○大友会長

ありがとうございます。運輸局の方のお話も踏まえて、原則論的なところも、ご理解いただいた上で、現行行われている複数乗車に関しては継続という形でよいかと思っております。ルールに沿ってできるだけ運行されるようお願いいたします。

ほかに、今協議しました内容以外のところでご質問等あればお願いします。

○二階堂委員

北広島市の方は基本的にお金を貰わず運送されてるということですが、余暇活動のときには同じように乗られるということですか。

○一般社団法人 あんさんぶる

この方については余暇活動の日は来所されません。

○二階堂委員

恵庭市の方は、自家用で来ているという話でしたよね。この方は、余暇活動とかで利用はあるんですか。

○一般社団法人 あんさんぶる

この方はあります。

○二階堂委員

その場合は余暇活動の施設は当然札幌市内ですよ。

○一般社団法人 あんさんぶる

そうです。

○二階堂委員

ちょっと懸念するのは、運送区域の考え方として必ず発地か着地かいずれかが札幌市でなければならないという大前提があるので、市外の方はそこだけ気を付けてください。どうしても恵庭や北広島の方ですと、市内の施設のほうが良いということで、つい提供してしまうとその親切心が、結果として制度から逸脱したものになってしまうこともありますので。

○大友会長

あとほかはいかがでしょうか、よろしいですか。それでは皆さま、一般社団法人あんさんぶるさんの更新申請を認めることとしてよろしいでしょうか。

○委員一同

異議なし。

○大友会長

ありがとうございます。それではまたぜひ安全運転、励行いただきましてというように思います。

続きまして5番目の、社会福祉法人 NIKORI さんの更新申請の審議に入りたいと思います。事務局から説明をお願いします。

○事務局

団体の概要ですが、NIKORI さんは障がい福祉サービス事業所でございまして、居宅介護、重度訪問介護、移動支援などのサービスを提供しております。

運送の対象者は身体障がい者 10 名、知的障がい者 27 名の計 37 名でございます。法令遵守に関しましては、宣誓書の提出があります。使用する車両は、所有車両が 2 台、持ち込み車両が 3 台です。運転者 4 名につきましては、大臣認定講習を修了しており、過去 3 年間に免許停止の処分を受けた方はおりません。このうち 3 名の方は介護福祉士の資格を有しております。運行管理責任者、整備管理責任者も選任されておまして、損害賠償措置も前回申請時と同様です。

運送の対価につきましては、距離制運賃としておまして、料金についての変更はありません。それでは、団体さんの方から実績報告をお願いします。

○社会福祉法人 NIKORI

29年度ですが、車両についてはセダンタイプが5台、旅客の範囲および数に関しては、37名の利用者の方がいらっしゃいます。実績ですが、走行距離は7,499キロ、それから輸送人員および運送回数については883回、運送収入は74万9,400円となっております。

続きまして30年度ですが、車両に関しては同じくセダンタイプのものが5台、利用者の方、旅客の範囲および数については37名、走行距離数については7,136キロ、輸送人員および回数については834回となっております。輸送収入は71万3,400円です。

○大友会長

それでは、ただ今説明いただきました社会福祉法人 NIKORI さんの案件に関しまして、皆さまからご質問、ご意見をお願いしたいと思います。

4名の方が運転手として登録しておられますが、安全運転等々に関して何か研修のようなものや、運転される方に向けて取り組んでいらっしゃるものがあれば教えていただきたいと思えます。

○社会福祉法人 NIKORI

一月の中で会議があるので、その中で常に安全運転についてですとか、今回の法改正において運転中のよそ見とか携帯電話をいじってしまうなどの規定がさらに厳しくなっているので気をつけるように、という話はするようにしています。あと、利用者さんで病気をお持ちの方や、身体障がいをお持ちの方がいらっしゃるの、安全運転だけではなくて、例えばブレーキを踏む際に負担が体にかからないような輸送を心がけるようにという話はさせていただきます。

○大友会長

ありがとうございます。いかがですか、皆さん。

○竹村委員

運転記録証明書を拝見すると、●●さんという方が信号無視、それから指定場所一時不停止、そしてまた信号無視と、毎年交通違反をされているんですが、こういう方に対して安全運転に関する指導というのは、どういうふうに行われているのでしょうか。

○社会福祉法人 NIKORI

この違反に関してはもちろん利用者さんの移送中のできごとではなく、プライベートの運転中もそういった交通違反を犯さないようにということは伝えているんですけども、ちょっと毎年重なってしまって、今後も気をつけるように話をしていきたいし、私自身も気をつけていきたいなというところです。

○竹村委員

そうですね。特に信号無視は重大事故につながりかねませんので、利用者の方、同乗されていたら大変なことになりますので。

○平島委員

事故等はないですか。大丈夫ですか。

○社会福祉法人 NIKORI

いまのところ事故はないです。

#### ○平島委員

弊社はタクシー会社を営んでいるんですけど、一時停止不停止というのは交差点に入っていくという行為自体が、本当はものすごく怖い行為なんですよね。全然車速の違う車が走っていたり、歩行者がいたり、自転車がスッと横切ってきたりとか、一時停止がある場所というのは、必ず一時停止線の手前で一度止まって、それからそろーりと出ていくような、二段階停止のような形を心がけていただければなと思います。

交差点、右左折による自転車や歩行者との事故というのが、本当に重大事故になりますし、あとは発進時と停車時やバックというの、重大事故につながる恐れのある行為だと思いますので、一時停止と特に赤信号とかもですけど、気をつけていただければなと思います。

#### ○大友会長

利用される方が同乗しておられるということになれば、なお一層、今後もそういう教育も併せてお願いできればと思います。ほかに皆さまから、よろしいですか。

それでは、ほかに無いということですので、このたび更新申請のありました、社会福祉法人 NIKORI さんの更新を認めることとしてよろしいでしょうか。

#### ○委員一同

異議なし。

#### ○大友会長

ありがとうございます。それではまた今後とも安全運転で、よろしく願いいたします。

ここまでは更新申請ということでしたが、これからは新規申請に係る案件です。続きましては 6 番目、社会福祉法人前田記念福祉会さんの新規申請の審議に入りたいと思います。事務局からお願いします。

#### ○事務局

団体の概要ですが、前田記念福祉会さんは、老人ホームや介護予防センターなどを運営しておりまして、有償運送につきましては、軽費老人ホームに事務所を設置しております。

運送の対象者は、要介護認定者 33 名をはじめ、知的障がいのある方など合計で 36 名でございます。法令遵守に関しましては、宣誓書の提出があります。使用する車両は、所有車両 4 台でございます。運転者は現時点ではまだ 1 名なんですけど、今後増員を図る予定と伺っております。この 1 名の方は、介護福祉士の資格を有しておりまして、過去 3 年間に免許停止の処分は受けておらず、大臣認定講習も修了しております。運行管理責任者、整備管理責任者も選任されておりまして、損害賠償措置も講じられています。

運送の対価につきましては、距離制運賃としておりまして、初乗り 2 キロまでが 300 円、以降 1 キロごとに 130 円の加算となります。事務局からの説明は以上です。

#### ○大友会長

それでは、ただいまご説明いただきました社会福祉法人、前田記念福祉会さんの新規申請の案件に関しまして、皆さまから何かご質問、ご意見あればお願いしたいと思います。

このたび新規でこの福祉有償運送を申請された経緯と申しますか、入居されている方のどういったニーズに対応したいというようなところを、少し詳しくお話いただければと思います。

#### ○社会福祉法人 前田記念福祉会

平成 28 年に社会福祉法が改正されまして、そのときに地域における公益的な取り組みということで、社会福祉法人に対して責務規定というのが創設されまして、それをきっかけに何か地域でできないかということでもいろいろ調べておりました。

そうした中で、当施設は 35 年経過しており老朽化も進んでいますし、入居者の方もかなり居住年数も長くなっております。通常は要介護 3 以上ですと、併設されている特養に入所ということになって移行していただくんですけども、要介護 1、2 くらいの方は、特養には入所できないということで、ニーズとしてシルバーハウスに住みたいという非常に強い要望があります。

もちろんこれからもタクシー等もご利用いただくんですけども、中にやはりパーキンソン病を発病しているが、認知は十分に保たれている、そして特養には入れないという方も何人かいらっしゃいます。あと平均年齢、当施設 88 歳とかなりご高齢でして、歩行状態もかなり悪い方が多く、要介護状態 1、2 の方がそのようなニーズで、当初、登録としてその人数を載せさせていただきました。

きっかけとしてはそういったこともありますし、今後 4 月以降地域の町内会等にも、働きかけをして、通常車両でカバーできない部分を車いす用の専用車両で対応するなど、そういったことで地域の貢献を何がしかできればと考えております。

#### ○大友会長

そうしますと、今ここに登録されている方々は、基本的にはケアハウスに入居していらっしゃる皆さんということになりますね。社会福祉法の改正もにらんで、今後はさらに地域の皆さんに利用いただけるようなものにしていきたいと。それも地域の皆さんの、特に移動等に困難が伴う地域の方々を対象としていきたいということですか。

皆さんからいかがでしょうか。ほかにご質問等、お願いします。

#### ○平島委員

運賃の件ですけども、初乗り 1 キロから 2 キロまで 300 円と書いていますね。揚げ足をとるようですが、じゃあ 500 メートルだったらいくらだろうと思いました。記載的には初乗り 2 キロまで 300 円で、以降 1 キロごと 130 円という形だったらよろしいかと思いました。

#### ○社会福祉法人 前田記念福祉会

そういう記載が正しいかと思えます。申し訳ありません。一応、料金設定につきましては、よその事業所さんを参考にさせていただいたのと、タクシー料金の半額ということで、事務局の方に確認いただいて、相談しながら設定させていただきました。

#### ○大友会長

長く入居されていることに伴って介護度が上がっていくということのお話がありましたが、とは言え社会福祉施設としてこれまではそういう方々に対しての移動等には対処してこられたわけですよね。それは法人内の所有の車両を使うですか、あるいはタクシー等を利用するという対応を行っていたということなんでしょうか。

#### ○社会福祉法人 前田記念福祉会

いえ、今まではそういう対応というのは十分ではなかったんですよね。万が一そういうこ

とが発生した場合にはよその事業所さん、介護タクシーを利用していました。あとは順次、老健に入所していただいたりとか、それから特養に移行したりという形でやっておりました。

○大友会長

入居されている方の移動に伴うニーズというのは、どういうところがあるんですか。

○社会福祉法人 前田記念福祉会

主に病院ですね。

○大友会長

入居されている方がもうちょっとお元気だったときは、皆さんタクシーを使って行っておられたということですね。それがタクシーではだめなんですか。

○社会福祉法人 前田記念福祉会

全員が全員というわけではないんですけれども、徐々に認知力も低下したりして、ご本人にちょっと任せられないというケースが増えてきました。病院に関しては受診から一連の流れがあるので、薬の管理ができないとか、そういったことが起きてきてこれは法人として対応していかないといけないということで申請に至りました。

○竹田委員

基本的に軽費老人ホームは職員の方ってあまりいらっしゃらないですよ。通常はほぼ皆さん、ご自分でという形の方が多いですよ。施設としてケアするというのはないのかなと思います。

○社会福祉法人 前田記念福祉会

特定をとっていないんです。それができればもしかしたら違う対応かもしれないです。

○大友会長

特定を取るご予定は無いですか。

○社会福祉法人 前田記念福祉会

しようと思ってるんですけども、いろいろ設備が対応できない状況でして、いろんなものを変えるというのはできなかったです。

○大友会長

特定も取れるか、というところも念頭に置いてはみたものの、現実的には施設に求められる基準等々、満たす要件に至らせるというには困難があるということですね。そこで、福祉有償で少し介護度が変化してきている利用者さんのニーズに応えられるようにしていきたいということでしょうか。料金のところはいま一度見直していただくとして、ほかに皆さんからはいかがですか。

○平島委員

申請の中でハイエースの車両もあったり、複数乗車可能な車両が4台ということで、人数足りないと言うわりには、結構な車両の申請があったというふうに思います。相乗りのような形で複数の方を乗せて、さらに1人1人から正規の料金を全部徴収するということは、福祉有償運送の理念というか、かけ離れているというところをきちんと理解いただいて、適正な運行を行っていただければと思います。

○二階堂委員

私もまさにその通りだなと。また、福祉有償運送は決して安いタクシーとか、そういうものではないです。本来はタクシーでカバーすべきところをどうしても難しいというところに対して、フォローするための制度ですので、その制度の趣旨をきちんとご理解いただければと思います。

○長江委員

今1名ということで、これで対応するという形ではいろんな病院に毎日午前と午後なんていう形も出てくると思うので、できればなるべく早めに運転手の方を増やすように対応を検討していただくことをお願いします。

○大友会長

ほかに皆さまから何かございますか。それでは無いようですので、社会福祉法人前田記念福祉会さんの新規申請を認めることとしてよろしいでしょうか。

○委員一同

異議なし。

○大友会長

それでは、地域貢献も含めて、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございました。

【事務局からの報告】

○大友会長

それでは、個別審査につきましてはここまでで終了となります。続きまして、報告事項として輸送の安全確保の状況調査の結果報告、これに関しまして事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

前回の運営協議会においてご説明しました、各団体・事業所の安全確保の取り組み状況の調査でございますが、今回、結果を取りまとめましたので、ご報告いたします。

この調査は運転者の健康状態の確認が不十分な団体が散見されたことをきっかけに、今年の9月に実施したものでございます。そして安全運行に関する各団体の理解を深めるために、国土交通省の資料一式も併せて送付をしております。お手元にある参考と書かれている資料の中に、国土交通省の福祉有償運送のガイドブックの抜粋したものなども、各団体にお送りしたところでございます。

今回の調査に対しまして、期限までに回答があったのはおよそ6割の団体でございました。その後、事務局において未回答の団体全てに連絡をとりまして、結果的に100%の回答を得たところでございます。一つの団体で複数の事業所を持っているところは、事業所ごとに回答をもらっております。

それではアンケート結果の1枚ものの資料について、ポイントのみご説明いたします。2番目の表の部分ですけれども、②のアルコール検知器を使用していますか、「いいえ」が81%と、結構な事業所さんが使っていないということが分かりました。努力義務ではあるものの、



使うことが望ましいというところでございます。

それと④のところ、確認結果の記録を毎回つけていますか、31%が「いいえ」なんですね。こちらも法令で義務付けられていますので、つけていない事業所が多いということが判明しました。そして⑤ですが、記録を1年間保存していますか。こちらも「いいえ」が27%ということで、高い割合になっています。

そして⑦運転者証を車内に掲示していますか。こちらも38%が「いいえ」なんですね。かなりの高い割合で守られていないという状況です。そして下の方にいきまして⑩運転者に対して定期的に研修の機会を設けていますか。「いいえ」が32%となっております。

17項目のアンケートでしたが、全てを遵守しているところが13事業所ございました。⑮のところ、遵守すべき法令をすべて理解していますか、「はい」が94%のわりには守られていない事業所があって、一部理解が足りないということが判明したところでございます。

このため、今後の事務局の対応としましては、各団体の更新手続きの際に、同様のアンケートを個別に行って、各団体の取り組み状況、改善状況を確認していくことといたします。そして、是正が必要などところが見られましたら、更新手続きの期間中に、事務局の方から指導、助言を行うということで考えています。今後はこのように、各団体の個別のアプローチも強めていきまして、札幌市内における安全運行の徹底につなげてまいりたいと考えているところでございます。事務局からは以上でございます。

○大友会長

はい、今報告いただきました内容に関しまして、皆さまからいかがですか。

○長江委員

このアルコール検知器っていくらくらいするんですか。

○二階堂委員

携帯型ですと1,000円くらいで買えるのとか、本当に業務用できちんと、タクシー会社様の使っているやつだと何十万もするので、結構ピンからキリまでありますね。

○長江委員

じゃあ、あまりそこにお金をかけられないというわけではなく、対応しようと思ったらできるのではないかと。

○二階堂委員

できると思います。

○大友会長

このアンケートの結果を受けて、今後を活用していくということは非常に望ましいと思うんですけども、この結果について事業所の方にそれぞれ、アンケートにご協力いただいて、結果はこうだったよ、というのはどの段階で周知できるんですか。

○事務局

結果のフィードバックですか。

○大友会長

そうです。まずは、事務局がご苦労いただいて100%回収いただきました、ありがとうございます。

ざいました。そこは大変感謝しているところなのですが、せっかく結果をまとめたので、事業者の方にもなるべく早く、これではいけないよ、ということをお伝えする方策は、どのように考えていますか。

○事務局

まず、少なくとも守られていないことが顕著なところには、個別に連絡をとるように考えています。

○小林委員

結果はこういうことになったので、ご協力ありがとうございました、引き続き法令遵守に努めてください。とかを全事業所に送るっていうことは考えてないんですか。

○事務局

それも物理的には可能ですので、今回のご意見を踏まえて進めてまいりたいと思います。

○竹村委員

皆さんのご意見もありましたので、アンケートの結果を全ての事業所に送付したいと思います。あと、ちょっと気になっているのは、運転前の飲酒の確認というところが「いいえ」というのが3%ではありますけれども、そういう事業所があるということ自体がゆゆしきことかなと思いますので、ここの事業所については個別に、早急に我々から指導と言いましょるか、こういうことのないように、ということはやさせていただきたいなと思ってございます。

○二階堂委員

運行前の確認を全くしてないという、これがもしタクシー事業者であれば30日間の事業停止処分になる事案でございます。定期点検も同様で、法定点検として定められているものに関しては、きちんと定期点検を受けてください、というところがございますので、ここは数としては少なくは見えるんですけども、正直な感想としてはこういうところで「いいえ」とつけてしまうところはあるんだなという認識を受けたので、そこは私も、事務局さんと協力して、指導をしなければならないかなというふうに思ったところでございます。

あと、私も、今回の新規の登録団体等があった場合には、指導をもう少ししっかりしなければならないかなと思いますし、登録証を渡すときに、新たにご説明させていただきかなと考えております。

○竹田委員

アンケート自体はあまり理解しないで回答しているのではないのでしょうか。

○二階堂委員

それは正直あると思います。特に15番のところ、全て理解しているか、でよく「はい」を付けられるというのが正直な印象ですね。道路運送法って多岐にわたるので完璧に理解している人間というのは、なかなかいらっしゃらないのではないかなと思うんですよね。

○竹田委員

12番は車検とか絡んでますから普通あり得ないですよ。きっと問いの意味を理解してなくて回答して、たまたまこういう結果になったのかなと。

○二階堂委員

事務局と今後3年間で一巡できるような形でやっていきたいと思いますか、というお話をいたし

ました。なかなか数も多いので難しいかなと思うんですけども、チェックリストの結果がひどい場合には支局からも更新機会に話をしようと思います。まずは一巡してみてその結果を見て次どうするかというところになると思います。

○大友会長

このアンケート結果が一つ集約されたというところで、事務局の皆さんにもお手数をおかけしますが、まずはこの結果の開示に取り組んでいただければと思います。よろしくお願いします。あと皆さんからいかがでしょうか。

それでは長時間にわたりまして、ありがとうございます。それでは本日の議事、および報告事項に関しましては、ここまでといたします。ありがとうございました。次回の日程について、事務局からお願いします。

○事務局

今回は3月の中旬頃を予定しています。また早めに日程調整させていただきますので、よろしくお願いします。

○大友会長

皆さん、あとほかによろしいですか。それでは、今回は3月ということですので今年としては最後ですから、皆さん、どうぞよいお年をお迎えください。ありがとうございました。お世話になりました。

それでは、毎回同様ですが、資料に関しましては、事務局で回収いただけるということで、席に置いたまま退席いただいて結構でございます。お疲れさまでした。